

議案第 5 号 「石鎚山系入山協力金導入検討会」の設立について

1 要旨

平成 29 年度に設立した本協議会では、石鎚山系をまたぐ 4 市町村（愛媛県西条市、久万高原町、高知県いの町、大川村）が行政の枠を越えて連携し、これまでに石鎚山系における利用促進、安全対策、自然保全等、様々な協議及び事業を実施してきたところ。

一方で自治体財源に依存した事業や地域の守り手の高齢化、登山道整備体制の不明瞭さなど課題が山積しており、現状の課題を解決しなければ、未来の市民等が「石鎚山に登れなくなる」おそれがある。

そこで、受益者負担の考えの下、全国で事例が進んでいる「入山協力金制度」の導入を石鎚山系でも検討するため、本協議会にて「石鎚山系入山協力金導入検討会」を設立し、今後の石鎚山系の在り方（ビジョン）を検討するとともに、必要な資金を徴収するための制度を検討・整備することで、石鎚山系の魅力や自然を持続可能的に守る仕組みづくりを推進してまいりたい。

2 体制図

別紙のとおり

※本検討会は協議会の内部組織となるが、既存委員・オブザーバー外の招聘もあることから、別途委嘱を行うこととする。

3 検討会の事務要領及びスケジュール

本検討会にて「石鎚山系と地域とのこれからの関わり方（ビジョン）」、「ビジョンを実現するための協力金徴収に係る計画」を検討し、令和 10 年度秋からの徴収制度開始を目指す。

- ①令和 8 年度…検討会設立、ビジョン策定
- ②令和 9 年度…計画策定、協力金徴収に係る実証実験
- ③令和 10 年度…協力金体制の整備、制度開始

※本スケジュールは計画であり、地域、国、県等関係者と別途連携しながら調整する

4 令和 8 年度事業及び事業費

令和 8 年度は全 5 回の検討会を開催し、上記ビジョンを策定する。

- ①検討会の開催（謝礼、旅費、会場費など）…1,000,000 円
※本検討会に係る謝礼額は協議会と同額。また、行政職員は無償とする。
- ②ビジョン策定委託料（策定筆耕、事務費等）…400,000 円
- ③先進地視察、法律相談など（旅費、謝礼）…200,000 円

5 検討会委員

別紙のとおり

※石鎚山系では「利用者」「守り手」「管理者」等様々な立場から多くの団体が関わっているため、「コアメンバー」「オブザーバー」に分かれて適宜出席を依頼するものとする

6 添付資料

- ①概要書
- ②組織体制図（案）
- ③石鎚山系入山協力金導入検討会設置要綱
- ④石鎚山系入山協力金検討会 検討委員名簿（案）

美しい石鎚山系を次代へつなぎ、持続可能な登山環境の実現に向けて、 『入山協力金制度（案）』の検討に着手します

資料10-2

1 要 旨

- 西日本最高峰の「石鎚山」をはじめ、東西約50kmに広がる石鎚山系は、**自然・希少生物・登山環境**など魅力に溢れており、**地域住民の誇り**として親しまれています。
- 石鎚山系では、**登山道やトイレ等の維持管理**をはじめ、自然保護にかかる諸費用、守り手の後進育成など多くの維持費が必要で、**行政に依存しない財源確保**が喫緊の課題です。
- そこで全国で事例が進んでいる**「入山協力金制度」**を石鎚山系でも導入するため、『石鎚山系連携事業協議会』において検討に着手することとなりました。



色鮮やかな紅葉に染まる石鎚山



登山道整備やシカ食害対策等を実施

<石鎚山系の課題>

- ・登山道整備等にかかる財源の確保
- ・守り手の高齢化（後進育成）
- ・トイレ、山小屋等の老朽化（維持管理費の高騰）
- ・道標や注意看板などが不十分

2 入山協力金制度 とは

登山道や山岳トイレなどの利用に際し、受益者負担とする考えの下、登山口やビジターセンター等で一定額の協力金（寄附扱い）を求めるもの。

（「入域料」「入山料」「協力金」などと呼称されます）

自然公園等の維持管理費用を安定的に確保し、自然環境の保全と適正な利用を持続的に推進するとともに、利用者が負担の意義や用途を知ることを通じて、自然環境保全に対する意識を高めていただくことができます。

<全国での主な導入エリア> ※以下エリアは一部です

- ・大雪山国立公園（北海道）
- ・妙高戸隠連山国立公園（新潟県等）
- ・北アルプス南部、槍・穂高連峰（長野県等）
- ・伊吹山（滋賀県等）
- ・大山隠岐国立公園（鳥取県等）
- ・阿蘇くじゅう国立公園（大分県）
- ・屋久島（鹿児島県）



伊吹山入山協力金の様子

3 『石鎚山系連携事業協議会』とは

石鎚山系をまたぐ4つの市町村（愛媛県西条市、久万高原町、高知県いの町、大川村）では自治体の枠を超えて協議会を設立。学識経験者、観光及び山岳関係団体等と連携し、多様な施策に取り組んでいます。



4 今後のスケジュール（予定）

- ◎令和8年度 …協議会総会にて検討会を設立
- ◎令和8～9年度…今後の石鎚山系を守るための『ビジョン』『計画』を策定
- ◎令和10年度 …協力金収納に係る設備及び体制を整備し、令和10年秋頃から徴収開始

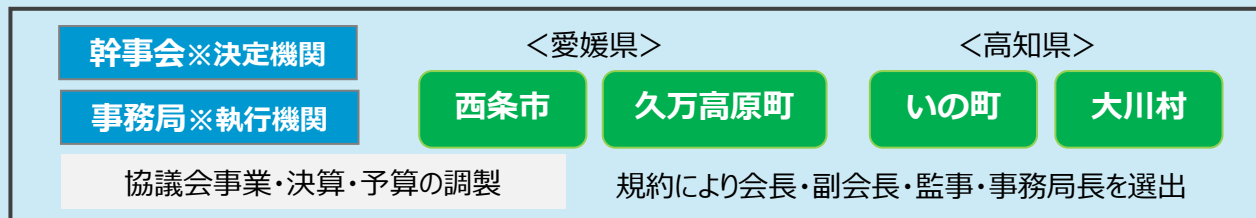
＜協議会の事業目的＞

石鎚山系の限られた資源の中において、より効率的な事業実施や利用者の満足度向上のため、エリア内の4市町村が**行政の枠を超え**、多面的かつ実効的な取り組みを実施することで、豊富な生態系を有する石鎚山系を**持続可能な資源として振興**する。

＜検討会の事業目的＞

豊富な自然や魅力ある登山道を有する石鎚山系では、**守り手の高齢化**や**自治体に依存した財源負担**など、持続可能な環境維持に課題を抱えている。今後将来にわたり自然や登山道を守り、**次代へつなぐ仕組みづくり**が喫緊の課題であることから、**受益者負担による入山協力金の導入**に向けてステークホルダーと共に検討を行う。

組織体制



コアメンバー・オブザーバー

委員・オブザーバー

行政・大学機関・観光事業者・交通事業者
・山岳関係者など幅広く選出

検討会※議決権なし

協議会※諮問・議決機関

協議会事業・決算・予算の議決

【一般会計】

新設

石鎚山系入山協力金導入検討会

導入目的、徴収方法、活用方法等を検討

検討会の開催によって、石鎚山系を守る仕組みづくりを検討

検討委員（コアメンバー）はすべての検討会に、検討オブザーバーは議題に応じて出席

持続可能な維持管理体制の構築により、石鎚山系の魅力を次代へつなげる

企画情報分科会

新たな魅力創出、情報発信体制の構築。

各種事業を連携して実施

デジタルプラットフォーム推進分科会

いしづちエリアの「ヒト」を軸に観光マッチングサービス事業を展開。

デジタルプラットフォーム「旅はひとまかせ」を運営

サイクリング分科会

サイクリング受入態勢の整備。サイクリングによる誘客。

環境安全対策・登山分科会

登山者の満足度向上、安全対策。自然環境の保全。

環境保全・安全対策等による利用者の満足度向上
登山者等増加、地域経済の好循環創出

事業者の経済支援、関係人口の増加、移住見込者の増進

石鎚山系入山協力金導入検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この規程は、石鎚山系連携事業協議会規約（以下「規約」という。）第27条の規定に基づき、石鎚山系連携事業協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 石鎚山系の自然や登山道を守り、次世代へつなぐ仕組みづくりを創出することを目的として、石鎚山系と地域住民等の将来を見据えた「石鎚山系地域資産持続化ビジョン」（以下「ビジョン」という。）及びビジョンを実現するための原資として、入山協力金制度を導入するための「石鎚山系地域資産持続化計画」（以下「計画」という。）を策定し、及び改定するため、石鎚山系入山協力金導入検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(組織の位置づけ)

第3条 本検討会は、協議会の下部組織として位置づけ、協議会事業と連動しながら実施する。

(所掌事務)

第4条 検討会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) ビジョンの策定及び改定に関すること。
- (2) 計画の策定及び改定に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、ビジョン及び計画の策定及び改定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 検討会は、検討委員（以下「委員」という。）21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から協議会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 地域事業者
- (2) 自然保護又は登山道整備に関わる者
- (3) 観光事業者
- (4) 学識経験者
- (5) 土地所有者
- (6) 国定公園を所有又は管理する者
- (7) その他会長が適当と認める者

3 委員は、前項各号による代表者となるコアメンバーと、前号各号に属するオブザーバーにわかれる。

4 コアメンバーは原則すべての会議に出席し、オブザーバーは一部の会議に任意出席する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、委員を補充することができる。この場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 検討会に委員長及び副委員長を置き、協議会の議決により定める。

2 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(協議事項)

第8条 本委員会は、第2条の目的を達成するため、社会実験等の実施や結果の分析及びそれらを踏まえた今後の取組その他必要な事項について協議する。

(会議)

第9条 検討会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員（コアメンバー）の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、電子会議による参加は出席とみなす。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

4 本委員会は、令和8年度に5回程度、令和9年度に3回程度開催する。

(成果物)

第10条 検討会で策定したビジョン及び計画は、協議会又は協議会が属する市町村のものとする。

(庶務)

第11条 検討会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、協議会事務局が決定する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年6月25日から施行する。

石鎚山系入山協力金導入検討会 検討委員名簿(案)

NO	団体名	肩書	氏名	備考	参加予定(第○回)								
					ビジョン(R8)					計画(R9)			
					1	2	3	4	5	6	7	8	
【コアメンバー】※原則すべての会議に出席					○…出席、△…任意出席								
1	愛媛大学社会共創学部	教授	井口 梓	委員長(ファシリテーター)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	NPO法人西条自然学校	理事長	山本 貴仁	副委員長(ビジョン実務)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	石鎚登山ロープウェイ株式会社	代表取締役	伊藤 和豊	地域事業者代表	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	NPO法人山のボランティアNetwork	事務局長	渡辺 二孝	登山道整備団体代表	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	面河山岳博物館	学芸員	矢野 真志	生物多様性団体代表	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	(一社)いの町観光協会	事務局長	和田 耕明	観光事業者代表	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	宗教法人石鎚神社	権宮司	十亀 博行	成就登山道土地所有者	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【オブザーバー】※検討議題に応じて、任意出席を求める													
8	NPO法人山のボランティアNetwork	副代表	菅野 哲	登山道整備、自然保護		△		△	△		△	△	△
9	面河溪を愛する会	会長	白石 崇	登山道整備、自然保護		△		△	△				
10	愛媛大学山岳会		鳥居 秀章	登山道整備、自然保護		△		△	△				
11	瓶ヶ森を守る会		小野 信裕	登山道整備、自然保護		△		△	△				
12	NPO法人石鎚森の学校	理事・事務局長	十亀 雅史	自然保護、エコツアー、ガイド			△	△	△				
13	四国山岳ガイド協会	事務局長	佐藤 孝雄	登山道・ガイド			△	△	△				
14	(一社)西条市観光物産協会	事務局長	玉井 雅人	観光事業者			△	△	△				
15	(一社)久万高原町観光協会	代表理事	竹森 洋輔	観光事業者			△	△	△				
16	(一社)大川村ふるさとむら公社	シニアインフルエンサー	近藤 京子	観光事業者			△	△	△				
17	株式会社ソラヤマいしづち	代表取締役	中野 太一	観光事業者			△	△	△				
18	株式会社石鎚観光	代表取締役	白石 文高	地域事業者			△	△	△	△	△	△	△
19	愛媛県民環境部環境局自然保護課	主幹	入山 修	国立公園	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20	高知県林業振興・環境部自然共生課	チーフ	久松 亮太	国立公園	△	△	△	△	△	△	△	△	△
21	林野庁四国森林管理局計画保全部保全課	課長	立居場 一徳	国有林	△	△	△	△	△	△	△	△	△
【事務局】													
22	愛媛県西条市企画部観光振興課				○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	愛媛県上浮穴郡久万高原町まちづくり戦略課				○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	高知県吾川郡いの町本川総合支所産業建設課				○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	高知県土佐郡大川村むらづくり戦略課				○	○	○	○	○	○	○	○	○

【参考】検討会テーマ <令和8年度…第1回～第5回(ビジョン策定)> <令和9年度…第6回～第8回(計画策定)>

(第1回) ビジョン(骨子)の説明、項目の整理
(第2回) ビジョン(素案)について意見収集(登山道・自然保護等について)※参加困難なオブザーバーには事前アンケートを実施
(第3回) ビジョン(素案)について意見収集(登山道・地域観光について)※参加困難なオブザーバーには事前アンケートを実施
(第4回) ビジョン(素案)の集約、オブザーバーも含めディスカッション
(第5回) ビジョン(素案)の最終調整
(第6回) ビジョンを基とした計画(骨子)について意見収集(徴収方法、箇所、額、減免等)
(第7回) 計画(骨子)の集約、パブコメや実証実験の内容確認
(第8回) パブコメ、実証実験結果を基に、計画の策定